

外国公務員贈賄に関する ワーキンググループにおける審議経過

令和5年11月

経済産業省知的財産政策室

外国公務員贈賄に関するワーキンググループ 委員

今井 猛嘉 法政大学大学院法務研究科 教授

梅津 英明 森・濱田松本法律事務所 弁護士

黒澤 彰広 日本貿易会 法務委員会 委員長

三菱商事株式会社 執行役員 法務部長

五味 祐子 国広総合法律事務所 弁護士

◎佐伯 仁志 中央大学大学院法務研究科 教授

西谷 祐子 京都大学大学院法学研究科 教授

和田 照子 日本経済団体連合会 国際経済本部長

敬称略（50音順・7名）

◎：座長

令和5年不正競争防止法改正：外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充

- OECD 外国公務員贈賄防止条約に基づく外国公務員贈賄罪について、OECDからの勧告も踏まえ、条約をより高い水準で的確に実施するため以下の改正を行った。
 - (1) 他の国内経済犯罪とのバランスも踏まえ、他の加盟国と遜色のない水準となるよう、自然人・法人に対する法定刑の引上げ。
 - (2) 現行法では、日本企業従業員の贈賄行為について、日本国内での行為は国籍問わず処罰対象（属地主義）である一方、海外での行為は日本人のみ処罰対象（属人主義）であるため、外国人従業員による海外での単独行為は処罰対象外。そこで、海外での単独贈賄行為を従業員の国籍を問わず処罰可能とし、結果として外国人従業員が所属する日本企業も両罰規定により処罰し得ることを明確化。

自然人に対する罰金刑・懲役刑

¥ 500万円以下

5年以下

引上げ

¥ 3,000万円以下

※日本の刑事法制での最高額

10年以下

※日本の経済犯罪の最長期間

※懲役刑が10年以下に引上げ → 公訴時効期間は5年から7年に（刑事訴訟法）

法人に対する罰金刑

¥ 3億円以下

引上げ

¥ 10億円以下

※日本の刑事法制での最高額

※不競法における、営業秘密の海外使用等の罪の罰金刑：自然人3,000万円以下・法人10億円以下

＜他国の罰金刑・懲役刑：自然人＞



約3,300万円以下
(又は不正利益2倍以下)



上限なし



約15億円以下

5年以下

10年以下

10年以下

＜他国の罰金刑：法人＞



約2.7億円以下
(又は不正利益2倍以下)



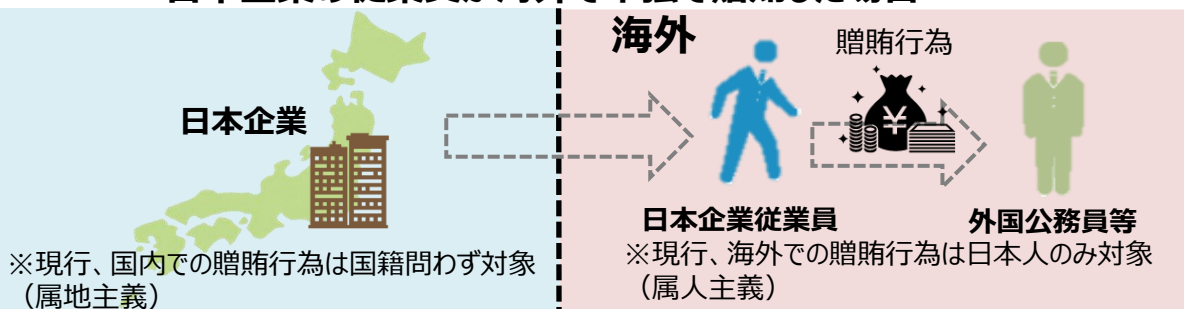
上限なし



約14億円以下

海外単独贈賄行為の処罰対象の拡大

日本企業の従業員が海外で単独で贈賄した場合



現行法では海外での単独贈賄行為は
日本人従業員のみ処罰可能

海外での外国人従業員の行為も対象に

従業員の国籍問わず処罰可能に

(日本企業に両罰規定が適用できることを明確化)

改正法条文（関連部分）

（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）

第十八条 何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

2 （略）

（罰則）

第二十一条 1～3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三 （略）

四 第十八条第一項の規定に違反したとき。

5～9 （略）

10 第四項第四号の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

11 第四項第四号の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であつて、その法人の業務に関し、日本国外において同号の罪を犯した日本国民以外の者にも適用する。

12～15 （略）

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 前条第四項又は第六項（同条第四項に係る部分に限る。） 十億円以下の罰金刑

二・三 （略）

2・3 （略）

自然人の法定刑
の引上げ

海外単独贈賄行為
の処罰対象の拡大

法人の罰金刑の引上げ

指針改訂案の概要

1. 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項の反映
2. スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）に関する記載の修正
3. 法人の責任に関する記載について
 - 海外子会社・支社の従業者による贈賄行為について、親会社（本社）に処罰が及ぶケースの明確化
 - 外国公務員贈賄防止体制の構築に関する記載の充実
4. その他の修正事項

審議経過（一部予定）

スケジュール	議題
第6回 10月20日 (10:00～11:15)	- 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項について - 外国公務員贈賄防止指針の改訂案について - 外国公務員贈賄罪に係る法改正事項の反映 - スモール・ファシリテーション・ペイメント（SFP）に関する記載の修正 - 法人の責任に関する記載について - その他の修正事項
第7回 11月27日 (10:00～10:30)	第6回の議論の振り返りと外国公務員贈賄防止指針の改訂案について
外国公務員贈賄防止指針の改訂案に対するパブリックコメント	
第8回 1月頃	- パブリックコメントの結果について - 外国公務員贈賄防止指針 改訂版について

※改正法の施行日は令和6年4月1日